

湯河原町公営企業告示第 10 号

公共下水道の供用（下水の処理）を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、令和 8 年 4 月 14 日から 2 週間、湯河原町役場上下水道課窓口において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 14 日

湯河原町長 内藤 喜文



- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
令和 8 年 5 月 1 日

- 2 供用（下水の処理）を開始する区域

大字	小字	摘用	終末処理場の位置及び名称
福浦	河原	一部	門川 1 1 湯河原町浄水センター
福浦	河原	一部	門川 1 1 湯河原町浄水センター

- 3 供用を開始する排水施設の位置

別添図面のとおり

- 4 供用を開始する排水施設的方式
分流